

改正

平成12年3月9日条例第14号
平成12年12月13日条例第59号
平成15年3月14日条例第4号
平成17年2月24日条例第1号
平成17年3月15日条例第18号
平成22年3月10日条例第2号
平成25年3月11日条例第4号
平成26年3月12日条例第4号
平成31年3月6日条例第3号
令和元年9月11日条例第7号

陸別町簡易水道事業給水条例

陸別町簡易水道事業給水条例（平成8年陸別町条例第8号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、陸別町簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第3条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りではない。

（新設等の費用負担）

第4条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第5条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置の新設、改造又は撤去を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置の修繕を施行した場合は、すみやかにその内容（使用材料を含む。）を町長に届け出なければならない。

4 第1項の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第6条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第7条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置の改造又は修繕を必要とするときは、当該給水装置の水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第8条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責めを負わない。

(給水契約の申込)

第9条 水道を利用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第10条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第11条 共同住宅の所有者、又は所有者がその共同住宅に居住しない場合その他で町長が必要と認めるときは、水道の利用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第12条 給水量は町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

3 水道利用者等は、メーターの設置場所に検針、検査、修繕等の支障となる建築物、工作物又は物件を設置してはならない。

(メーターの貸与)

第13条 メーターは、町長が設置し、水道利用者等に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第14条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習等に消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(4) 消防用として水道を使用したとき。

(消火栓の使用)

第15条 消火栓は、消防又は消防の演習若しくは町長が特に認めた場合のほか使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第16条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水の汚染又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、町長が水道使用者等に負担させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第17条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第18条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

(料金)

第19条 料金は、別表第1の定めるところにより算定した額の合計額に消費税及び地方消費税の税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第20条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第21条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる用途に水道を使用するとき。
- (3) 用途その他料金の算定基準となる届け出が事実と相違するとき。
- (4) 使用水量が不明のとき。
- (5) 町長が特に必要と認めたとき。

(特別な場合の料金算定)

第22条 料金は、水道の利用を開始した月から休止又は廃止した月まで徴収する。この場合において月の中途において水道の利用を開始し又は休止若しくは廃止したときは、その料金は1か月として算定する。ただし、町内転居の場合の料金は、前住所地における使用水量に新住所地の使用水量を加えて算定する。

2 水道利用者等が水道利用の休止又は廃止について届け出がない場合は、メーターに表示がない場合であっても引き続き料金を徴収する。

3 料金は、給水を制限し又は停止したときであっても減免しない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(料金の徴収方法)

第23条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、水道の利用を休止若しくは廃止したとき又は臨時の給水その他町長が必要と認めたときは、随時徴収する。

(手数料)

第24条 町長は、次の各号に掲げる手数料を申込者から徴収する。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料
第5条第1項の規定により指定したとき 1件につき 10,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料
法第25条の3の2第1項の指定の更新をしたとき 1件につき 10,000円
- (3) 給水装置工事設計審査等手数料
ア 第5条第2項の規定により給水装置工事の申込者又は指定給水装置工事事業者が行う新設の設計の審査及び完成の検査をしたとき(新設) 1件につき 8,000円

イ 第5条第2項の規定により指定給水装置工事事業者が行う改造その他の設計の審査及び完成の検査をしたとき（その他） 1件につき 4,000円

(4) 簡易専用水道検査手数料

法第34条の2第2項の規定により施設の検査をしたとき

1件につき 10,000円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第25条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第26条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第27条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第28条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 料金その他この条例の規定により支払うべき費用を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用使用者が、正当な理由がなく、第20条の使用水量の計量、又は第26条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水管等に汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(4) メーターの設置場所に修繕等の支障となる工作物を設置した場合において、撤去の警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第29条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、1年以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第30条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第3条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく、第12条第2項のメーターの設置、第20条の使用水量の計量、第26条の検査、又は第28条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第16条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第19条の料金、又は第24条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第31条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第19条の料金又は第24条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第32条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。
(設置者の責務)

第33条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第34条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん地、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事
(布設工事監督者の資格)

第35条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては6箇月以上、第2号の卒業生にあっては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(水道技術管理者の資格)

第36条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6箇月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6箇月以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第8章 補則

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月9日条例第14号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用は、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月13日条例第59号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日条例第18号）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行日前において、納付すべきであった手数料は、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月10日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月11日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の平成26年4月分の水道料金は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成26年4月の定例検針日後に使用を休止又は廃止した場合の水道料金については、この限りでない。

附 則（平成31年3月6日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月11日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に継続して水道を使用している者の令和元年10月分の水道の使用料は、この条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和元年10月の定例検針日後に使用を休止又は廃止した場合の水道料金についてはこの限りでない。

別表第1 (第19条関係)

陸別地区簡易水道料金表

用途	料率	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 (1 m ³ につき)
		水量	料金	
一般用		使用水量 8立方メートルまで	1,686円	191円
営業用		使用水量 10立方メートルまで	2,239円	258円
事業用		使用水量 20立方メートルまで	2,800円	58円
団体用		使用水量 50立方メートルまで	4,667円	105円
浴場営業用		使用水量 100立方メートルまで	7,553円	77円
臨時用		使用水量 1立方メートルごとに305円とする。		

備考

- 1 一般用とは、営業用、事業用、団体用、浴場営業用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 営業用とは、料理店、飲食店及び娯楽場等の営業の用に水道を使用する場合をいう。
- 3 事業用とは、農業及び酪農業等の事業の用に水道を使用する場合をいう。
- 4 団体用とは、社会福祉等の事業の用に水道を使用する場合をいう。
- 5 浴場営業用とは、一般の公衆浴場の用に水道を使用する場合をいう。
- 6 臨時用とは、工事用その他、臨時的に水道を使用する場合をいう。